#### ■認定NPO法人の3特例の3カ月延長

認定NPO法人の3特例が6月30日申請分まで延長されました。シーズが世話団体の1つを務めるNPO/NGOに関する税・法人制度改革連絡会(以下、NPO/NGO連絡会)が緊急要望を行った成果です。これにより、大幅に要件が厳しくなる事態を避けることができました。3特例とは次の3つです。

#### 1) 実績判定期間の特例(2年でも可)

認定NPO法人の認定を受けようとする際、過去の実績が必用で、その判断の期間となるのが、「実績判定期間」です。これは、パブリック・サポート・テスト等の認定要件の判定対象になる期間です。原則、5年ですが、初回の認定を受けようとする際、2年でもOKとする特例があります。(この特例もシーズなどのロビー活動の成果です)この「2年でもOK」とする特例が、6月30日申請分まで延長されました。

2) PST基準値の特例(1/3を1/5に引き下げ) 認定NPO法人の要件の一つにパブリック・サポート・テスト(PST)という分数式があります。収入に占める寄付の割合を図るもので、広く市民から支援を受けているNPO法人に税の優遇を与える主旨のテストです。原則、3分の1でしたが、5分の1に引き下げた特例が適用されていました。(この特例もシーズなどのロビー活動の成果です)この「5分の1」でOKとする特例が、6月30日申請分まで延長されました。

### 3) 小規模法人のPST特例(親族合算不要・ 名寄付算入可など)

年間平均収入額が800万円未満の小規模な法人であれば、簡易な計算式によるPSTで認定判定を行うとされています。これにより申請手続きにかかる手間が軽減できます。(この特例もシーズなどのロビー活動の成果です)この「小

規模法人のための簡易な計算式」で申請できる 特例が6月30日申請分まで延長されました。

平成23年度税制改正は、ねじれ国会下での与野党対立の影響で、難航しています。今回の特例措置の延長は、与野党間の協議の上、「つなぎ法案」が議員立法で提出され、成立しました。

平成23年度税制改正の目玉である、寄付金税額控除や新しいPST(3千円以上の寄付者が100名以上)はまだ実現していません。

シーズは、引き続き、3特例の本則化はもちろん、平成23年度税制改正の実現やNPO法改正の実現に向けて、働きかけを行っていきます。

### ■被災地NPOの事業報告書 提出延長の特例措置

3月31日、内閣府は「東北地方太平洋沖地震に関するお知らせ(各種届出等の義務について)」を発表。東北地方太平洋沖地震が3月13日に「特定非常災害」に指定されたことを受けて、NPO法上義務付けられている事業報告書提出義務等を6月30日まで延長可とすると発表しました。また国税庁は認定NPO法人についても、同様の延長措置を講じるとしています。

この措置により、例えば1月-12月を事業年度とするNPO法人が3月末までに事業報告書や収支計算書を所轄庁に提出できなくても、罰則(過料20万円以下)の適用が免除されます。

ただし、内閣府によると、本救済措置の適用の可否は、個々の法人の事情を考慮して、検討する。」とのことで、どのNPO法人にも一律に適用ということではないので、注意が必要です。またこの措置だと、3月末を事業年度とするNPO法人には適応とならなりません。シーズでは引き続き期限延長を要望していきます。

# ■政府の「ボランティア連携室」と NPOの連携の回路構築

このたびの未曾有の被害からの復旧・復興支援 段階では、ボランティア・NPO等による支援 活動が重要になってくることから、3月11日、 辻元清美衆議院議員が災害ボランティア担当の 首相補佐官に任命されました。

そして、3月16日、内閣官房内に「震災ボランティア連携室」が設置されました。

震災ボランティア連携室は、辻元清美首相補佐官の下、政府とボランティア・NPO/NGOとの調整・連携を行っていくものです。室長には、湯浅誠内閣府参与が就任しました。

シーズは、この政府の「ボランティア連携室」 とボランティア・NPOの連携回路を構築のため尽力しました。被災者支援、被災地で活動する支援体制作りのため引き続き、災害対策ロビーを行ってまいります。

# ■東日本大震災支援全国ネットワークの 立ち上げ

東日本大震災支援全国ネットワーク(JCN)は、NPO/NGOやボランティア団体らが被災地の救援・復興に向けて、連携して活動していくためのネットワークとして、3月16日に結成。3月30日に設立総会を行いました。

シーズは、JCNの世話団体・常任世話団体を務め、副代表の松原は、「制度チーム長」を務めています。被災者や被災地で活動する市民活動団体の制度づくり、平成23年度税制改正の実現やNPO法改正の実現に向けて、JCN制度チームとしても働きかけを行っていきます。

#### ■震災救援・復興に向けた緊急要望

シーズが世話団体の1つを務めるNPO/NG Oに関する税・法人制度改革連絡会(以下、N PO/NGO連絡会)は、「東日本大震災の救援・ 復興支援に向けたNPO法・税制等に関する緊 急要望書」をまとめ、政府や NPO 議連参加議員 へ要望活動を開始しました。被災したNPO法 人に対する救済措置や被災者救援・被災地復興 活動を行うNPO法人への支援措置を求めてい るものです。

# 東日本大震災の救援・復興支援に向けた NPO法・税制等に関する緊急要望書

- 被災したNPO法人・認定NPO法人に 対する救済措置
- ◇ NPO法上義務付けられる手続き・報告等の 免除・提出期限延長
- ◆ 認定NPO法人における一部取消要件の免除
- ◇ NPO法人の事業再開に向けた緊急融資や 税制支援
- ◇ 各省庁のNPO法人向け委託事業・補助金等の報告等の簡素化・期限延長
- 被災地の救援・復興活動を行う
  NPO法人・認定 NPO法人に対する支援措置
- ◇ NPO法人の救援・復興活動を促進するNP O法上の環境整備
- ◇ 認定NPO法人制度や寄付税制の拡充・弾力 的運用
- ◆ 中央共同募金会「ボランティア・NPO 活動支援募金」の弾力的運用
- → 内閣府「新しい公共支援事業」交付金の弾力 的運用

4月1日、尾立財務大臣政務官、辻元清美首相補佐官、内閣府経済社会システム担当、内閣官房震災ボランティア連携室等に緊急要望を行いました。また、内閣府市民活動促進課や与野党にも要望書を提出していきます。